

今回のテーマ

介護について

さて、今回は誰もが老後は迎えるかもしれない「介護」についてです。

現代のような少子高齢化時代ほど「介護」という言葉が身近に迫ってきたことはないかもしれません。

高齢になるにつれて介護される当事者になる可能性が高くなるのはもちろん、若い世代であっても、身近の肉親が介護状態になってお世話をしなければならなくなる可能性もあります。

年代別人口に占める要介護・要支援認定者の割合	
40～64歳	0.3%
65～69歳	2.8%
70～74歳	8.2%
75～79歳	13.7%
80～84歳	28.4%
85歳以上	59.1%

厚生労働省「介護保険事業報告書」平成28年9月

1990年代、急速な高齢化社会に対応するため、国としてのさまざまな支援制度が試行錯誤される中、2000年(平成12年)、介護保険制度が誕生しました。

それ以前、「介護」とは家族が家庭内で対応するという時期が長く続きましたが、高齢者の増加と共に次第にその負担が大きくなり、社会問題化する中で介護保険制度が発足。以降、「介護はプロに任せる」という認識が広がっていきました。

介護施設も非常にその数が増え、介護事業に従事する人たちも増えています。今や、街中でもさまざまな施設の看板を目にするようになりました。

介護保険とは

- ・ 40歳以上の人は全員被保険者として加入。
- ・ 介護に関わる費用の一部(原則1割、所得によって2割)を負担することで介護サービスを受けられる。
- ・ 原則として65歳以上の人を対象(65歳未満は特定の病気のみ対象)。
- ・ 7段階にわたる介護段階の認定を受け、その状態に応じて在宅サービス・施設サービスを受ける。

実際には、要介護認定の申請から調査、判定まで1ヶ月ほどで判定が出ます。

結果、要支援なら地域包括センター、要介護なら在宅か施設化によって専門のケアマネージャーによって個別のプランが立てられ、サービスを受けることになります。

実際の介護支援サービスの支給限度額は受けるサービスによって異なり、1ヶ月当たり要支援1～2で約5万円から10万円ほど、要介護1～5までは最大で約36万の支援が受けられます。

2000年の発足以来、さまざまな改定をしながら介護保険制度は続いています。しかし、その改定以上に日本の高齢化は急速に進み、年金制度同様に、保険料の徴収と実際の支払額の乖離というひずみを抱えています。また、介護業務に従事する方々の待遇についても問題が多く、果たして介護保険で賄っていけるのか、という根本的な問題もあります。しかしながらも、少子高齢化は止まらないので、先へ進んでいかねばなりません。

そのような中、最近では民間でも介護保険が注目されつつあります。